	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［削る。］
	［略］
	［削る。］
	［削る。］

２　乳脂肪分以外の脂肪分にあっては、その脂肪分の個々の名称及びそれぞれの重量パーセントを表示する。ただし、植物性脂肪又は乳脂肪以外の動物性脂肪に取りまとめ、それぞれ総量で表示することができる。	当該動物の種類（牛以外の動物の乳を原料として製造したナチュラルチーズに限る。）
	含まれる乳脂肪分の重量百分率（クリーム及びクリームパウダーに限る。）
	殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料である旨（殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料に限る。）
	容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨（ナチュラルチーズ（ソフト及びセミハードのものに限る。）であって、容器包装に入れた後、加熱殺菌したものに限る。）
	［同上］
	製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨（発酵乳又は乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものに限る。）
	常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日（常温保存可能品に限る。）

二種類以上の動物の乳を使用したものにあっては、当該動物の種類を使用量の多い順に表示する。	含まれる乳脂肪分の重量パーセントは、小数第一位まで表示する。
	殺菌した発酵乳にあっては、「種類別」の次に「殺菌済み発酵乳」等殺菌した発酵乳である旨の文言を、殺菌した乳酸菌飲料にあっては、「種類別」の次に「殺菌済み乳酸菌飲料」等殺菌した乳酸菌飲料である旨の文言を表示する。
	「包装後加熱」、「包装後加熱殺菌」、「容器包装後加熱殺菌済み」等容器包装に入れた後に加熱殺菌したものである旨の文言を表示する。
	「低温発酵」等製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨を示す文字を表示する。
	「種類別○○」の次に「（常温保存可能品）」の文字を表示する。